

■教育行政のポイント

働き方改革の成果は？——勤務実態調査速報値

小川 正人

4月28日、2022年度の教員勤務実態調査結果の速報値が文科省から公表された。結果は、教諭の在校等時間が前回調査(2016年)から小学校で30分減、中学校で31分減に留まった。

調査結果を受けて、成果があったと捉えてこれまでの働き方改革の手法・取組みを継続、強化していくのか、逆に、成果が限定的であり従来の手法・取組みを大きく見直すべきとするのか、その評価は分かれる。

小中学校教諭の在校等時間

小学校・教諭では、平日の平均在校等時間は前回調査の11時間15分から10時間45分と30分減となったが、所定勤務時間(7時間45分)を3時間も超え、1ヵ月(20日間)で60時間の超過勤務となる。休日勤務は前回調査の1時間7分から36分に短縮したが、1ヵ月4時間48分となり、平日の在校等時間の超過勤務と休日勤務の合計が64時間48分となっている。文科省指針の超過勤務上限月45時間を19時間48分超える。

中学校・教諭では、平日の平均在校等時間は前回調査の11時間32分から11時間1分と31分減となったが、所定勤務時間を3時間16分も超え、1ヵ月で65時間20分の超過勤務となる。休日勤務は前回調査の3時間22分から2時間18分に1時間4分の短縮となったが、1ヵ月で18時間24分となり、平日の在校等時間の超過勤務と休日勤務の合計が83時間44分となっている。指針の超過勤務上限月45時間を38時間44分も超えていて、過労死ライン、医師の面接指導基準である月80時間を平均で超えている。

超過勤務時間分布状況と

授業・学習指導等の在校等時間増

速報値では、1週間当たりの在校等時間の分布が公表されていたので、それを筆者が1ヵ月当りのそれ

に換算してみた。在校等時間が所定勤務時間内であった割合は僅かで、小学校2.6%、中学校2.5%に留まった。

指針の超過勤務月45時間以下の割合は、小学校で35.6%、中学校で22.8%。超過勤務月45時間超えの割合は、小学校64.4%、中学校77.2%で、小学校で3人に2人、中学校で5人に4人弱が指針基準超えとなっている。

また、働き方改革で学校行事、成績処理、会議・経営等の時間が減ったとしているが、逆に、本来業務である授業と学習指導では時間増となっている。小学校では、授業(主担当、補助)で1ヵ月当たり2時間40分、学習指導で2時間の計4時間40分の増、中学校でも、授業(主担当、補助)で1ヵ月当り4時間20分、学習指導で1時間20分の計5時間40分増となっている。

今後の取組課題

文科省や教委は、長時間勤務の見直しのため、業務の明確化・適正化を進めてきたが、速報値からは、在校等時間の縮減は僅かで、いまだ長時間勤務が常態化していることが分かる。

日本の学校・教員は、授業以外にも生徒指導等の関連業務を幅広く担い子どもの知徳体を一体で育ててきた。それが日本の学校の強みとされ、文科省もそうした学校を維持・発展させていくことを謳っていることを考えれば、授業以外の業務を大胆に減らすことにも限度がある。一方で学びと指導の高度化が要請され教育課程は肥大化している。働き方改革のアプローチからいっても、指導要領を大胆に精選し見直しの検討を始める時期に来たのではないのか。それができないのであれば、教員の大幅増員を図るしかないのではないのか。

(おがわ・まさひと＝東京大学名誉教授)

自分たちで 学校を変える！
教師のわくわくを生み出す プロジェクト型業務改善のススメ

澤田真由美【著】 四六判／定価 2,310 円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <https://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> をご利用ください。

